

## 医療施設等特別支援金を給付します



市民生活部健康推進課  
☎22-0370

### ◆医療施設等特別支援金とは

下記の「対象となる保険医療機関等」に、支援金を給付するものです。

### ◆対象となる保険医療機関等は

- (1) 保険医療機関（病院、医科・歯科診療所）  
令和2年9月1日時点において、市内で病院等を開設していること。

※市立病院及び診療所を除く

- (2) 保険薬局  
令和2年9月1日時点において、市内で保険薬局を開設していること。
- (3) あん摩、はり、きゅう、柔道整復  
令和2年9月1日時点において、市内で施術所を開設していること。  
または、市内に在住し、市内において専ら出張のみにより行うあん摩業等について宮城県知事に届け出ていること。

### ◆給付額は

- (1) 保険医療機関（病院、医科・歯科診療所）  
……………1事業所につき100万円
- (2) 保険薬局  
……………1事業所につき10万円
- (3) あん摩、はり、きゅう、柔道整復  
……………1事業所につき10万円

### ◆申請期間は

令和2年11月30日まで

### ◆申請方法は

健康推進課に申請書等を提出または郵送

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇振込口座と口座名義がわかる通帳の写し

## 農林業災害対策資金利子補給金交付事業



農林振興部農業政策課  
☎22-1135

### ◆農林業災害対策資金利子補給金交付事業とは

新型コロナウイルス感染症により、農林業経営に影響を受けた個人・法人等が、「農林業災害対策資金」の融資を受けた場合の利子の一部を補給するものです。

### ◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症により、農林業経営に影響を受けた市内に住所を有する個人及び法人等。

### ◆貸付限度額は

600万円（農林業所得が総所得の過半に満たない場合300万円）

### ◆利子補給内容は

基準金利1.5%のうち1.25%を宮城県と市が補給します。（JAから融資を受けた場合は、借入者負担分の0.25%をJAが負担することから実質無利子で融資を受けられます。）

### ◆償還期間は

個人で150万円を超える融資を受けた場合は7年以内、その他は5年以内。（いずれも、据置期間1年以内）

### ◆申し込み方法は

新型コロナウイルス感染症による被害状況を記載した被害等認定書を栗原市に提出し、市の被害認定を受けた後に、金融機関での申し込み手続きを令和2年11月30日までに行うことが必要です。

- ※1 被害等認定書は、栗原市Webサイト、農業政策課または各総合支所で配布
- ※2 被害等認定書の提出先は、農業政策課

### ◆取扱金融機関は

農業協同組合、銀行、信用金庫、信用組合